

第111号議案

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1の40の項中「1,650円」を「2,100円」に改め、同表41の項中「3,200円」を「3,650円」に改め、同表47の項中「2,100円」を「2,550円」に改める。

附 則

この条例は、平成19年1月4日から施行する。